

第5章 取引審査

第1 概 説

1 取引審査の意義等

委員会の行う取引審査は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証取法、外証法及び金先法により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして証券取引等を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

なお、委員会は、検査権限と同様、委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、その一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、委員会は、自らその権限を行使することができる)。

報告・資料徴取の対象は以下のとおりである。

| | |
|--------------------|---------------|
| 証券会社及び証券会社の親銀行等 | (証取法 第56条) |
| 証券業務の認可を受けた金融機関 | (証取法 第66条) |
| 証券業協会 | (証取法 第79条の15) |
| 証券取引所 | (証取法 第154条の2) |
| 外国証券会社国内支店及び特定金融機関 | (外証法 第21条の2) |
| 金融先物取引所及びその会員 | (金先法 第52条の2) |
| 金融先物取引業者 | (金先法 第77条の2) |
| 金融先物取引業協会 | (金先法 第90条の2) |

(注) ()内の法律条項は、大蔵大臣から委員会への報告・資料の徴取権限の委任規定である。

2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は政令（証取法施行令第16条、第17条の5、第18条の2、第19条の2、外証法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条）において定められており、たとえば、相場操縦の禁止、風説の流布等の禁止、内部者取引の禁止、証券会社又は役員若しくは使用人の禁止行為等についての規定に関するものを審査することとされている（附属資料1－3参照）。

3 取引審査の着眼点及び視点

取引審査は、

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 企業の決算期前後の株価動向
- (3) 企業が転換社債等を発行する際の転換価格等の算定日前後の株価動向
- (4) 対当売買執行前後の株価動向
- (5) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの取引の中に証取法等の法令に触れるものはなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などの面を重要なポイントとして、実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は隨時に必要な情報交換を行うとともに、事実

関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

審査の結果、問題が把握され、更に深度ある調査を必要とする事案については、臨店等による検査を実施する等、一層の問題の究明を行うこととしている。

第 2 取引審査実績

1 審査の実施状況

取引審査は、日常的に市場動向を監視するため、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を収集し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲について詳細に審査を実施している。

本公表の対象期間における審査の実施状況は、以下のとおりである。

価格形成に関して審査を行ったもの 158件

内部者取引に関して審査を行ったもの 54件

その他の観点から審査を行ったもの 3件

また、委員会、財務局等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

委員会 132件

財務局等 83件

2 審査結果の概要

本公表の対象期間においては、全般的に市況回復基調にあったこと等から株価が急騰した銘柄が多く、審査件数は前事業年度より増加した。審査の内容を概観すると、価格形成に関しては、株価急騰局面において特定委託者グループによる売買がみられたもの、また、

決算期末に株価が大きく変動したものなどを中心に審査を行った。内部者取引に関しては、発行会社が新株等の発行、業績予想の修正、業務に起因する損害の発生、株式分割、合併などの公表を行うことにより株価が大きく変動するなど、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼしたと思われるものなどを中心に審査を行った。

これらの審査活動を通じての証券市場に対する日常監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能している。

本公表の対象期間における具体的な審査事案としては、以下のようなものがあった。

(株価形成に関して審査を行ったもの)

- (1) A 発行会社の株価が出来高を伴って急騰したが、その期間中に特定委託者グループが、A 社株式の買付けを行っており、さらに、転換社債の株式への転換請求を多数の名義を使って大量に行うとともに、同時にそれによって発生した単位未満株式の買取請求を行っていたもの
- (2) 特定委託者グループが、複数の銘柄にわたり同グループ内の委託者同士による対当売買を行っており、また、直近約定値より高い指値注文、成行注文等により買い上がり買付け、終値関与等を多数行っていたもの
- (3) 株価が急騰しているB 銘柄について、複数の証券会社が自己売買でキャッチボールを行うことにより株価をつり上げているとの情報が寄せられたもの

(4) 複数の銘柄について、決算期末直前から株価が上昇しており、保有有価証券に係る低価法の適用に伴い発生する評価損の回避を目的としたものではないかと思われたもの

(5) 複数の店頭銘柄について、特段の材料がないにも関わらず、ほぼ同時期に出来高を伴って急騰したもの

(内部者取引に関して審査を行ったもの)

(1) C発行会社は新製品の発売について公表を行ったが、C社社長が、公表直前に、株主との懇親会でその公表内容を説明しており、当該懇親会に出席していた可能性が高い株主の買付けが認められたもの

(2) 甲社はD発行会社の株式について、発行済株式総数の5%以上の買い増しを行ったことを公表したが、その公表直前に、甲社の社員等の買付けが認められたもの

(3) E発行会社は、多額の累積損失を抱え減資を行うこととなつた子会社について、株式評価損が発生するおそれがあること等を公表したが、その公表前にE社役員及びE社役員の資産管理会社等の売却が認められたもの

(4) F発行会社は金利等に関するスワップ契約を解除したことにより多額の臨時損失が発生したことを公表したが、公表直前にF社の子会社の売却が認められたもの

(5) G発行会社は第三者割当増資を行うことを公表したが、特段

の材料がないにもかかわらず公表前から出来高が急増しており、かつ、同一グループに属すると思われる多数の者による公表前におけるG社株式の大量の買付け及び公表後における高値での売却が認められたもの